

○稻城市ナラ枯れ対策事業補助金について

補助対象事業

稻城市内の民有地におけるナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害の拡大を抑制するため、未被害若しくは微被害のナラ枯れに対し枯死を防ぐための予防又はナラ枯れ被害にあった樹木の殺虫・処理等による駆除を、それらが可能な業者に委託し実施する事業であること

補助対象者

稻城市内の土地を所有し、又は管理する者（営利を目的とする法人を除く。）で、当該土地に係る補助対象事業を行う者であること

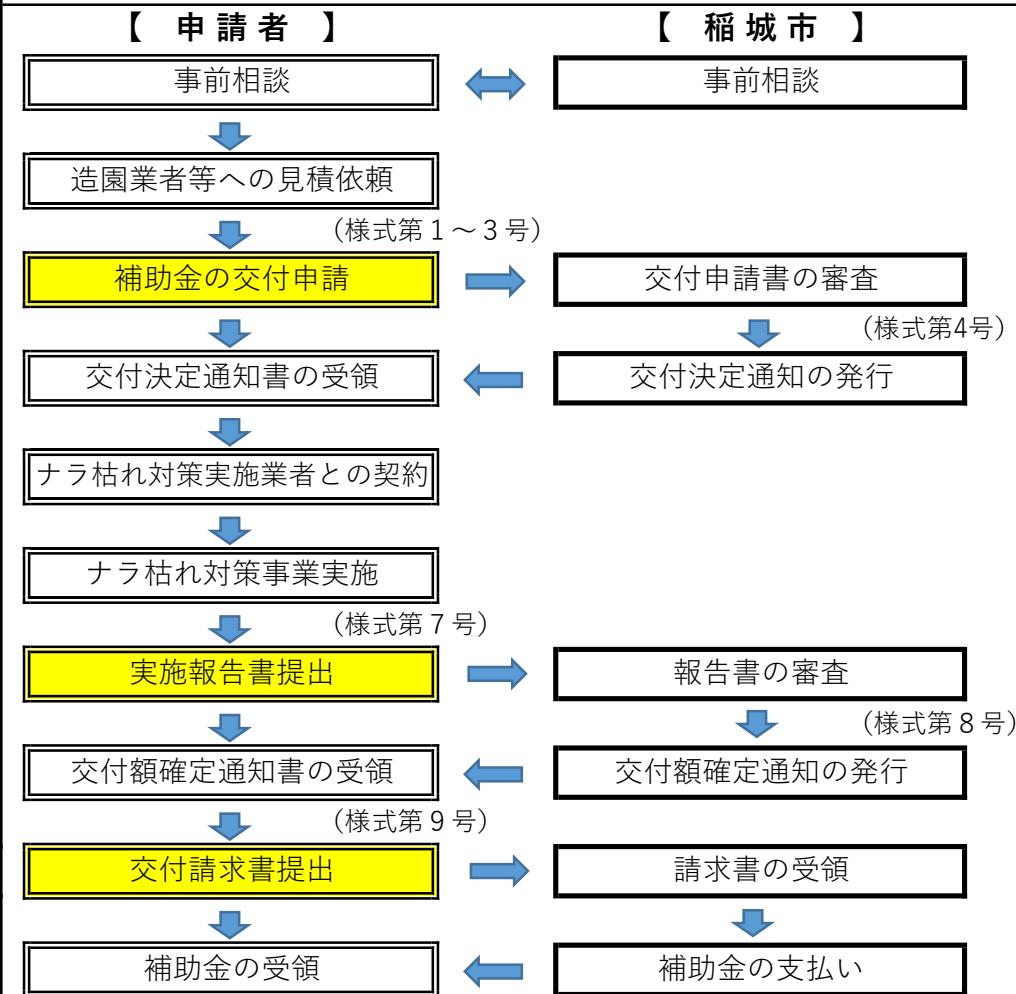
補助対象となる対策事業及び補助金の額

区分	補助の対象となる対策事業	補助金額及び限度額
予 防	樹幹注入（殺菌剤の注入）	対策事業に要する経費とし、20万円を超えない額とする。
	粘着剤・殺虫剤散布	
	資材・粘着シート被覆	
駆 除	伐採（破碎・割財等処理） ※伐採は、ナラ枯れ被害により枯死し、倒木、落枝等のおそれのある樹木を対象とする。	対策事業に要する経費に2分の1を乗じた額とし、20万円を超えない額とする。
	伐倒くん蒸、立木くん蒸、おとり丸太法、おとり木トラップ法	

注意事項

- ①補助金の交付を受けるには、ナラ枯れ対策事業を実施する業者との契約前に補助金の交付申請を行う必要があります。
- ②同一年度における交付申請は1回限りとします。
- ③交付申請は、当該年度の12月の第4金曜日までとします。
※交付申請の期限内であっても予算額を超えた場合は次年度にお願いする場合があります
- ④交付決定後に、当該事業を変更又は中止するときは、変更交付申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。
- ⑤完了実績報告書は、当該年度の2月の第4金曜日までとします。

~手続きの流れ~



【問い合わせ先】

稻城市 都市環境整備部 緑と環境課 緑と公園係

TEL 042-378-2111 内線352・353

メールアドレス midori-kankyou@city.inagi.lg.jp